

大會抄録

スーフイズムとタオイイズム

——一九世紀中國西北部における對話——

中西竜也

中國ムスリムは、中國傳統思想とどのような關係を取り結んできたのか。果たして彼らのイスラームは、中國傳統思想の影響を受けることよつて變容した特殊なイスラームであつたのか。この問題は、中國におけるイスラームの適應・定着のプロセスにたいする歴史學的關心の上から、また「文明間の對話」にたいする比較哲學的關心の上からも、近年、世界的に注目を集めている。そして、ここ十年の研究の飛躍的進展によつて、中國内地もしくは沿岸部におけるイスラームについては、何ほかかのことが明らかになつてきた。しかし一方で、中國西北部のイスラームについては、ほとんど何も分かつておらず、問題の全體像の把握には程遠いのが、現状である。現代中國においては西北こそがイスラーム思想學術の中心地になつてゐるという事實に鑑みても、當地のイスラームの研究が、そろそろ必要であるように思われる。

そこで本發表では、十九世紀の中國西北部に活躍した、カーデーイリー派（イスラーム神祕主義の一流派）のスーフイー（イスラーム神祕主義者）たちが、道教、とりわけ内丹道の術語や表現

を用いて著した、いくらかの漢語著作を取り上げ、そこにおけるスーフイズム（イスラーム神祕主義）と内丹道の思想的複合ないしは對話の様相を分析する。

「誣姦」の意味するもの

——明末清初の判牘を中心に——

五味知子

「無誑不成狀」という言葉が示すように、明清時代の裁判では裁判を受理してもらうために、事實を誇張したり、事實ではない事柄を附け加えたりすることが少なくなかつた。「誣告」として裁かれれば重い處罰を受けるが、嚴密に「誣告」條が用いられるケースは必ずしも多くなかつたことは、先行研究で明らかにされているとおりでである。誣告の内容には殺人から盗みまで、さまざまなものがあつたが、ここで着目したいのは、姦通など、相手の品行にかかわる問題を中傷する「誣姦」である。

明清時代の中國においては、女性の貞節は公的表彰の對象であり、社會的にも熱心に稱揚された。このような「貞節」を重んじる社會において、「誣姦」が頻繁に行われたのはなぜかということが、報告者が「誣姦」に對して興味を持つ出發點であつた。これについては、「貞節」が人々に受容され、建前として重要視された規範だつたからこそ、それを利用して誣告をする風潮が生まれた、と考へている。

以上のような分析は、貞節を中心として「誣姦」について考えた結果であった。では、「誣姦」を誣告全體の文脈に置いて考えてみたら、どうであろうか。誣告についての研究は、主に法律や訟師などの点からなされてきた。「誣姦」は主に訴訟の中で姦通關係を誣告することを指すが、本報告ではそれに限らず、日常の諍いの中で相手を脅すために使われるための品行關係の中傷にも注意を拂つてみたいと考えている。「誣姦」は死體を使つて相手を脅迫する圖頼と同様、一種の習俗といえるのではないだろうか。「誣姦」を研究することは、訴訟ばかりでなく、當時の社會や人々の心性に迫る手がかりとなる。これらの問題意識を踏まえて、「誣姦」の効果・意味について、明末清初の判牘を中心に再検討したい。

唐開元軍事儀禮の源流

丸橋 充拓

中國では早くから、出征時の戰勝祈願や歸還時の凱旋報告が、郊廟等の儀禮に組み込まれていた。また平時には練兵式典や狩獵儀禮、射弓儀禮などが一種の行事として慣習化していく。これらは武力ないし戰爭というものが、國家イデオロギーのもとで「制度化」されていたことの徴證として重要であり、ひいては「尙文卑武」思想と大規模な軍事力の並存という、中國傳統社會の通時的な特質を探求するうえでのヒントにもなり得よう。

ただこうした各種の軍事儀禮は、當初から國家の下で一元的に體系化されていたわけではない。國家儀禮を五禮（吉禮・賓禮・軍禮・嘉禮・凶禮）の枠組に整序する魏晉以降のうごきが大きな轉換点であり、その後、北朝期における胡族的習俗との接觸などを經て、『大唐開元禮』の「軍禮」へと結實する。したがって、『周禮』などに範をとった「古典的軍事秩序の正嫡」としての相貌を見せる開元の軍事儀禮も、實はこのような歴史的過程のなかで徐々に形成されたものであった。

本報告では「開元禮」に至る軍事儀禮の足取りをたどりつつ、中國專制國家において「武力の制度化」「戰爭の制度化」がどのように進められていったかという課題に對し、理解の一助を得ることを目指したい。

戰國秦漢期における樹木觀の變遷

原 宗子

環境という觀點から中國史を考える方法は、日本ではあまり廣がりを見せていないが、中國では多くの研究が生まれつつある。本報告では、様々な分野において人間を取り巻く自然環境を考える際、しばしば注目される要素である樹木及び森林を取り上げ、中國史上の樹木の有様を史料から析出する場合どのような特徴を見出しうるか、その盛衰が關連史料の在り方にどう現れるか等について、中國環境史の歴史學的有效性を探る意味からも考えてみ

たい。

十九世紀に華北を旅行したりヒトホーフェンは、その印象から「黄土に森林は育たない」と誤解し、以後これが大きな影響を残した。が、現在では、考古學的發掘に際しても、漢代以前などの地層に、褐色森林土など森林の存在を明示する地層が確認され、古く華北が森林に覆われていたことは立證された。しかしながら後代、東魏で成立した『齊民要術』においては、既に果樹以外の樹木（用材樹等）も、耕地で施肥・給水を伴って栽培する植物として明記される。日本では、今日ですら想像し難いかかる状況は、何故發生したのだろうか。

具體的には、戰國秦漢期の樹木觀の變遷とその背景とを探る。特に先秦諸子及び漢代文獻等の傳世文獻と、放馬灘出土地圖等出土資料に登場する樹木名とが、具體的にはどのような樹種で、いかなる記され方をし、そこからどのような記録者の意識を読み取りうるかについて考察し、『齊民要術』における樹木記載との比較を試みたい。

洋銅から滇銅へ

——清代辦銅制度の轉換點をめぐって——

上 田 裕 之

清代康熙後半、長崎から輸出された日本銅 \parallel 洋銅が中國に大量流入し、北京において多額の制錢が鑄造され、北京とその周邊地

域における銅錢遣いの擴大と銅錢の對銀レート騰貴をもたらした。やがて錢貴は中國内地全土に擴がり、乾隆年間には大規模な制錢供給がなされ、銀遣いから銀錢併用に移行していくが、そこにおいて制錢の主要な材料となったのは洋銅ではなく雲南銅 \parallel 滇銅であった。それは、徳川幕府の正徳新例によって洋銅の流入が激減し、一方で滇銅が急速に増産したことを受けての措置といわれている。しかし、その時期の銅材調達 \parallel 辦銅に關する政策過程を、新出の『雍正朝内閣六科史書戶科』を含む多數の檔案史料に基づいて復元すると、洋銅の減少は必ずしも滇銅への全面移行を餘儀なくさせるほどではなかったことに加えて、北京の鑄錢局で用いる銅を需要する清朝中央と新たな銅の供給源となっていく雲南省とは、王朝としての貨幣問題を共有し一體となつて北京への滇銅供給を追求するに至つたわけではなく、ひとえに省財政上の必要に迫られて銅山開發を推進していた雲南省が主導して洋銅から滇銅への切り替えを促していたことが見て取れる。清朝中央と雲南省とは、貨幣問題をめぐって何ら對立關係にはないと同時に協同關係にもなかつた。そもそも雲南省にとって滇銅生産とは財政問題に他ならず、北京への滇銅供給は雙方の利害がたまたま一致した結果として實現したのであった。

『スプキーのファトワー集』に見るワクフ問題

近藤 眞美

ファトワー（法勸告）のもつ史料としての重要性が指摘されるようになって久しい。特に『スプキーのファトワー集』は、ワクフ物件の運用、法學の適用方法、社會における女性の地位に関する研究等において、収録されている問題に含まれた記述を取り上げて紹介・検討するという形で、よく利用されている。

このファトワー集は、一三世紀から一四世紀にかけて、シャーファイ派の法學者タキー・アッディーン・スプキーが出したファトワーや文章を集めた法學書である。従って、ファトワーそのものに比して、以下の二點に史料上の利點がある。第一は、ファトワー集という法學書であるため、既に指摘されている通り、問題に對する可否の解答のみでなく、その解答に至る筋道や簡單ながらもその問題の背景が記されている點である。また第二は、一人の手になるものが集められているため、その人物のつとめた各問題に對する對應を比較することが可能だといふ點であろう。

本發表では、約一〇〇題にのぼる問題が収録されている「ワクフの項」を主に取り上げ、それらの問題の傾向の有無、傾向があるのであれば如何なる傾向がみられるのかといった點を検討したい。それを通して、ワクフに關してスプキーが何を問題視していたのかを探り、またスプキー自身の経歴との關連にも目を向けてみたい。

オスマン朝下アナトリア南東部におけるティマール制

齋藤 久美子

本發表では、オスマン朝下のアナトリア南東部のティマール制についてビトリス縣を例に検討する。發表者は、一六世紀前半のオスマン朝征服後のアナトリア南東部においてクルド系アミール（部族連合の長）が管轄したクルド系諸縣におけるティマール制の實施狀況とその特徴について検討してきた。具體的には、ティマール制施行の「リヴァー型」とティマール制不施行の「ヒュキユーメト型」という二つのタイプの縣が存在したといふこれまでの原則的な區別とは別に、實際にはティマール制施行とティマール制不施行の縣に加えて、特殊なティマール制施行の縣が存在したことを明らかにし、この特殊なティマール制の構造について考察してきた。しかしオスマン朝のティマール政策を體系的に明らかにするためには、特殊でない通常のティマール制が施行されたクルド系諸縣についても、ティマール制がどのような形で導入、整備されていったのか、その内容を検討する必要がある。そこで本發表では、ティマール制が施行されたクルド系諸縣のうち、比較的史料が豊富なビトリス縣を取り上げ、同縣のティマール制の實態を解明すべく分析を試みる。また本發表では、ティマール制に關わる史料として、租稅臺帳（簡易帳）に加えて、これまでほとんど利用されてこなかったティマール發給簿についても紹介したい。

一七世紀後半日朝武器密貿易とその清朝への波及

金 文京

江戸時代の寛文七年（一六六七）に、長崎の商人、伊藤小左衛門等によって引き起こされた朝鮮への武器密輸は、發覺後に一〇〇名近い處罰者を出し、後に長崎通事の中國語教科書にまで紹介された大事件であった。この事件に關する従來の研究は、もっぱら日本の史料により、朝鮮側の對應については、密輸取締に消極的であったという程度の認識であったが、朝鮮側の史料によると、日本からの武器及び硫黃の密輸入は、當時の朝鮮政府の中樞によって計畫されたものであり、またそれは當時の朝鮮と清朝との緊張關係と密接な關係があったことが分る。本發表では、この事件を通じて、一七世紀後半における東アジア情勢の一端を考えてみたい。

甲午改革期以後の朝鮮における權力構造について

糟 谷 憲 一

報告者はこれまで、一九世紀の朝鮮における權力構造の特質を把握することをめざして、まずは大院君政權期・閔氏政權期における政權上層部の構成の特徴を分析してきた。一八世紀半ば以來、

政權の上層部を占めたのは、名門兩班の家門の出身者であり、彼らは四つの黨派に屬していたが、そのなかでは老論が優位を占めていた。一九世紀初頭以降には老論に屬する外戚家門に權力が集中するようになった。大院君政權期には弱小黨派である南人・北人の登用が圖られて、局面の變化が起きた。しかし、老論の優位は搖るがず、一八七三年末に成立した閔氏政權の下では、老論優位體制は極大に達し、外戚である老論の驪興閔氏が勢力を振るった。

一八九四―九六年に實施された甲午改革は、行政機構改革、官吏登用法の改革を重要な柱としていた。九六年二月に起きた王のロシア公使館避難（露館播遷）によって甲午改革は挫折し、改革に逆行する動きも生じた。甲午改革期、露館播遷後の時期には重要官職就任者の構成にどのような變化が現れたのであろうか。重要官職就任者の黨派別姓氏別構成を分析するとともに、政府・宮中（宮内府）の構成の特徴を分析して、露館播遷後から日露戰爭前に強まる皇帝の權力の支持基盤がどういふものであったかについても論じたい。

『海國圖志』成立の背景

井 上 裕 正

清代、道光十九（西曆一八三九）年正月、アヘン貿易を禁絶するために欽差大臣として廣州（Canton）に派遣された林則徐は、

イギリスをはじめとする海外情報の収集に努めたが、その一環として関連する英語文献の中國語譯にもあたらせた。その成果のひとつが、イギリス人ヒュー・マレー (Hugh Murray) の世界地理書 (The Encyclopaedia of Geography、初版一八三四年) の部分譯である『四洲志』である。アヘン戦争 (道光二十一年) 年) 勃發の責任を問われて道光二十一年五月十日の上諭で新疆イリでの「效力贖罪」を命ぜられた林則徐は、同年七月なごころ、鎮江で魏源と會い、『四洲志』をはじめとする海外情報にもとづく世界地誌の編纂をかれに託した。

すでに『聖武記』の編纂中だった魏源は、ここに世界地誌の編纂にも着手し、道光二十二年十二月に『海國圖志』五十卷を完成させ、道光二十四年五月に刊行した。その後、魏源は『海國圖志』の内容を増補し、道光二十七年に六十卷本、咸豐二年に百卷本がそれぞれ刊行された。また、『海國圖志』が幕末の日本に輸入されて翻刻され、ペリー來航後の海防論議にも影響を與えたことは周知のとおりである。

本報告では、『海國圖志』成立の背景について、林則徐、あるいは進行しつつあったアヘン戦争との関係や編纂を委囑された魏源の事情などを中心に考えてみたい。